

【取組の概要】

大規模な災害が発生した場合、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の整備が必要となります。応急仮設住宅の整備は各県が主管となりますが、実務においては市町村の協力、もしくは委託が必要と考えられるため、平常時から連携しておく必要があります。

地方公共団体は、被災者の生活環境を整えるため、また速やかな復旧・復興を行うため、応急仮設住宅の整備について、事前に建設用地や供給体制等を検討しておくことが必要です。また、応急仮設住宅における避難生活の長期化を見据え、コミュニティへの配慮や自治会組織の育成などのソフト対策を進めることが必要です。

なお、応急仮設住宅の提供に当たっては、公営住宅や民間の賃貸住宅等の借り上げによる確保等を行うことも必要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

○応急仮設住宅の建設場所の確保等

- ・ 応急仮設住宅の確保では、公営住宅の活用や民間住宅の借り上げを含めて検討し、不足する数量について応急仮設住宅の建設を行います。
- ・ 応急仮設住宅の建設場所などについては、一定規模の土地の確保が必要であることから、事前に検討しておくことが重要です。候補地としては、通常時は公園や広場として利用できる場所や学校跡地をはじめ、ライフラインの確保状況などの条件も踏まえて検討する必要があります。また、市町村総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画への位置づけを明確にし、計画的な土地利用を進めることが重要です。
- ・ 仮設住宅候補地を選定するにあたって、土砂災害警戒区域や浸水区域などの災害リスクも併せて考慮することも重要です。
- ・ 応急仮設住宅の建設場所は、上記の公共用地ばかりでなく、土地所有者と相談のうえ協定等を締結し、民有地の活用を検討することも必要です。
- ・ 応急仮設住宅の撤去後は、原状回復が基本となりますが、まとまりのある土地であることが想定されることから、跡地利用についても検討しておく必要があります。



応急仮設住宅の建設状況
(東日本大震災：東松島市)



被災地からの声

- ・平成30年7月の豪雨では、四国地方整備局管内で被害の大きかった宇和島市、大洲市、西予市において応急仮設住宅が建設された。
- ・仮設住宅の用地としては、公共用地でかつ一定の面積があり、かつ高台に位置している、公園や学校跡地が活用された。また、宇和島市では、一部の仮設住宅の候補地について、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内にあったために候補地から除外するなど、災害リスクを考慮した上での建設用地の検討が行われた。



大洲市 徳森公園仮設住宅（木造）



宇和島市 吉田児童公園仮設住宅（プレハブ）

5 災害に強いまちづくり計画



○応急仮設住宅の整備体制構築

- ・発災時の人材・資材等の確保について、平常時からハウスメーカー及び建設会社等と連携しておくことが必要です。
- ・長期間、避難場所や応急仮設住宅で過ごすストレスがたまっていくことが考えられるため、応急仮設住宅自体の仕様・形式等を事前に検討しておくことが有効です。

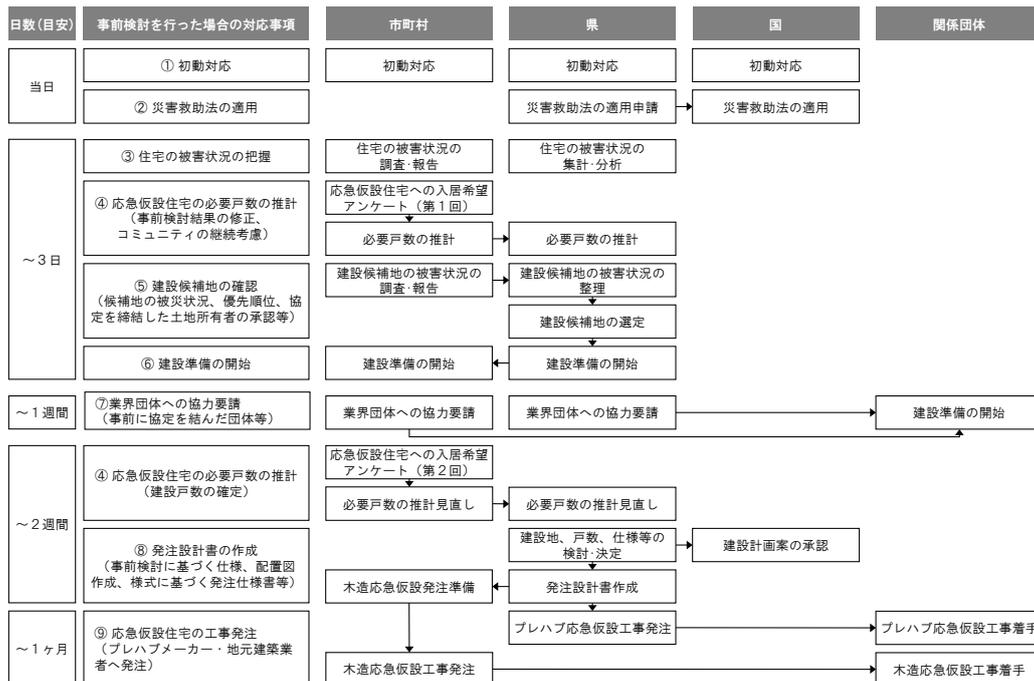


図 応急仮設住宅の建設フロー(例)

○応急仮設住宅の入居等

- ・応急仮設住宅の供給の際には、建設時期の違いや一度に確保できる戸数の制限等がありますが、東日本大震災の被災地の市町村からは、コミュニティに配慮することが重要だという意見が多くみられます。
- ・高齢者や小さな子供を抱える世帯を優先することで、入居者のバランスが悪くなる可能性があり、可能な限りコミュニティを意識することが重要です。

○応急仮設住宅の確保

- ・応急仮設住宅の確保に当たっては、既存の公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げ等を行うことも必要です。そのため、公営住宅のデータベース化や民間賃貸住宅との協定の締結等を事前に取り組むことも検討する必要があります。

5 災害に強いまちづくり計画



【事例】

○長野県の取組み

・ 応急仮設住宅の建設候補地の一覧表の作成・公表

- ・長野県では、災害発生時に応急仮設住宅を速やかに整備するため、建設候補地の一覧表を作成、公表しています。建設候補地の所有関係（公有地・民有地の別）、建設可能な戸数の想定、建設可能敷地面積なども含めて情報を整理するとともに、定期的な情報の更新も行っています。平成30年2月末時点で、県内の建設候補地の総数は520箇所、建設可能な敷地総面積は314ha、建設可能な戸数は100㎡/戸で31,291戸、70㎡/戸で44,628戸が想定されています。



しあわせ信州 長野県(建設部・危機管理部)プレスリリース 平成30年(2018年)3月26日

災害発生時に応急仮設住宅を速やかに整備するため 建設候補地一覧表を作成しました！！

建設候補地の所有関係、地形及びライフライン等の状況を事前に把握しておくことが、災害発生時の迅速な整備につなげるために重要となります。

このため、県では定期的に情報の更新を行っています。

県内全体の選定状況

【平成30年2月28日現在】

建設候補地の総数	建設可能な敷地総面積	建設可能想定総戸数	
		100㎡/戸※1	70㎡/戸※2
520 箇所	3,141,586.78 ㎡	31,291 戸	44,628 戸

※1 阪神・淡路大震災時の実績（条件が悪い敷地）から想定した一戸当たりの必要敷地面積

※2 阪神・淡路大震災時の実績（通常の敷地）から想定した一戸当たりの必要敷地面積

（いずれも「長野県応急仮設住宅建設マニュアル」に基づく）

市町村ごとの選定状況

- 別紙「市町村別応急仮設住宅建設候補地集計表」

及び「応急仮設住宅建設候補地一覧表（H30.2.28 現在）」



※応急仮設住宅（白馬村）

【掲載場所】以下 URL 又は県ホームページトップページにて「建築住宅課」で検索

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kenchiku/index.html>

問合せ先：建設部 建築住宅課 建築技術係、危機管理部 危機管理防災課 防災係



○美波町の取組み

・ 応急仮設住宅の建設場所の確保

- ・ 美波町では、応急仮設住宅の不足や用地確保が困難な場合も想定されることから耕作放棄地の活用や防災公園・防災広場の整備などにより応急仮設住宅建設地の確保を進めています。
- ・ また、応急仮設住宅計画の検討にあたっては、地域の限られた用地の効率的な利用のために、多層階の建築形式の検討を行っています。



左：耕作放棄地を活用、右：阿部地区防災広場

出典：美波町提供資料



被災地からの声

- ・ 応急仮設住宅や災害公営住宅等の整備が遅れることによって、被災地から転出する要因の一つとなっていると感じた。速やかな応急仮設住宅等の確保に努めることが重要である。
- ・ 避難者の避難所から応急仮設住宅、災害公営住宅等の移動において、常にコミュニティ単位を意識することで、避難者からの苦情が出ることはなかった。
- ・ 被災の少ない内陸部において、沿岸部の住民向けの応急仮設住宅の確保を行うなど、市町村の枠を超えて対応していく必要があると感じている。

◆参考資料

- ・ 応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（国土交通省住宅局住宅生産課、平成 24 年 5 月）
- ・ 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（国土交通省中部地方整備局建政部住宅整備課、平成 25 年 2 月）
- ・ 応急仮設住宅建設マニュアル（香川県土木部住宅課、平成 26 年 3 月）

【事例】

○中部地方整備局の取り組み

・「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」策定

- ・ 中部地方整備局は、東日本大震災での教訓を踏まえ、南海トラフの巨大地震が想定される中で、仮設期の住まいのうち公的な支援が必要な事例について、基本的な視点、戦略、留意点を記載したガイドラインを策定しています。

ガイドラインの目次

I	仮設期の住まいとは
II	ガイドラインの前提条件、対象範囲等
III	仮設期の住まいづくりの基本的な視点、戦略、留意点
IV	仮設期の住まいづくりの対応とポイント
1	市町村における対応体制、関係団体等との連携体制
2	建設仮設の必要戸数の算定
3	建設仮設の用地の選定、建設等
4	建設仮設の入居者の募集・選定
5	建設仮設の維持管理・集約・撤去
V	その他の仮設期の住まいと復興に向けた準備
VI	平時における備えの進め方～段階的かつ着実に～

http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/guidelines.htm